

神奈川県監査委員公表第6号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、神奈川県公安委員会委員長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

平成24年4月20日

神奈川県監査委員	真島	審一
同	高岡	香積
同	長峯	徳積
同	堀江	則之
同	飯田	誠

- 1 監査実施箇所名  
神奈川県警察本部
- 2 監査実施日  
平成23年8月5日（平成23年6月20日から7月7日までのうち14日間職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表  
平成23年11月4日（神奈川県公報号外第68号）神奈川県監査委員公表第16号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>（指導事項） 物品管理事務において、購入したルームクーラーについて、備品出納簿への記載及び物品管理票の提出が行われていなかった。 （自動車警ら隊）</p>	<p>指導事項については、担当職員間の連携が不十分だったことに加え、備品出納簿への記載等について、複数職員による確認が不十分であったことによるものであり、職員調査終了後直ちに備品出納簿に記載し、使用者から物品管理票を徴した。 今後は、このようなことがないよう、物品購入に際しての事務手順を一部見直すとともに、複数職員による点検体制の強化を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>